

用語解説

あ行

IoT

「Internet of Things」の略。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続し、情報交換する仕組み。

空き家

住宅・土地統計調査における空き家は、居住世帯のない住宅のうち、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家、賃貸用の空き家、売却用の空き家、二次的住宅とされている。

移住定住コンシェルジュ

移住・定住に関する総合相談窓口。

雨水浸透ます

雨とい等から流入してくる雨水を受けると、バケツのような「枺（ます）」で、側面及び底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。

液状化

地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象。

か行

開発許可

都市計画法に基づき、一定規模以上の開発行為を行おうとする場合に必要となる許可のこと。

開発行為

主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。

家屋倒壊等氾濫想定区域

「想定し得る最大規模の降雨」により、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

既存ストック

過去に整備されて現存する道路、水路、公園、公共施設等の都市施設や住宅等の建築物。

急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定される区域のこと。崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため指定される。

旧耐震基準

震度5程度の中地震に対して建物が損傷しないことを目標とした1981年（昭和56年）5月31日までの耐震基準。

きょうあい 狭隘道路

幅員4m未満の道路。

居住環境向上施設

都市の居住者の日常生活に必要な施設であり、立地適正化計画において定める居住誘導区域ごとにその立地を誘導すべき施設として位置づけられるもの。

居住環境向上用途誘導地区

居住誘導区域内において、居住環境向上施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方、それ以外の建築物については、従前どおりの規制を適用することにより、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする都市計画の地域地区のひとつ。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

原生自然環境保全地域・特別地区

原生自然環境保全地域：人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域。(1,000ha 以上、島しょは300ha 以上)

特別地区：優れた天然林、湿原、野生動物の生息地などを保全の対象として、特に重要な地域。

広域避難場所

指定緊急避難場所その他避難場所のうち、他市町村からの域外避難者に提供する施設。

公共下水道事業区域

公共下水道事業において、概ね 5 年～7 年の間に公共下水道の整備を行う予定としている区域。

公共公益施設

公共施設と公益施設を合わせた名称であり、公共施設は道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設、公益的施設は教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉または利便のため必要な施設を指す。

洪水浸水継続時間

任意の地点において、氾濫水到達後、一定の浸水深（例えば 0.5m）に達してからその浸水深を下回るまでの時間。

洪水浸水想定区域

浸水想定区域は水防法第 14 条の規定に基づくもので、想定し得る最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合に、洪水が想定される区域。

コンパクト・プラス・ネットワーク

都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導（コンパクト）と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編（ネットワーク）を行うことにより、コンパクトなまちづくりの実現を図ること。

さ行

災害危険区域

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域で、住居の用に供する建築の禁止など、建築物の建築に関する制限を条例で定める区域。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

GIS

地理情報システム (Geographic Information System) の略称で、地理的位置を手掛かりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示することで、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自家用有償旅客運送

バスやタクシー事業者によるサービスの提供が困難な場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、自治体やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービス。

地すべり防止区域

現に地すべりが発生している区域または発生するおそれ大きい区域で、かつ公共の利害に密接な関係があるものとして、地すべり等防止法第3条に基づき指定を受けた区域。

シティープロモーション

観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

社会増減

流出数と流入数の差。地方自治体や地域ブロック単位の人口においては、住民の転入数と転出数の差。

集落排水事業

農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と海や川の水質保全に寄与する事業。

人口集中地区（DID 地区）

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基礎単位として、1) 原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2) それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。DID「Densely Inhabited District（人口密度の高い地区）」の略。

浸水継続時間

洪水や津波、高潮により、屋外への避難が困難となる浸水深（例えば50cm）に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間。

浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

浸水被害防止区域

洪水または雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあるとして指定される区域。

一定の開発行為及び一定の建築物の建築または用途の変更の際、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要となる。

新耐震基準

震度6強～7程度の大規模地震でも倒壊・崩落しないことを目標とした1981年（昭和56年）6月1日以降の耐震基準。

た行

高潮浸水想定区域

水防法第14条の3の規定に基づき、想定し得る最大規模の高潮の影響により、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域のうち、都道府県知事が指定する区域。

地価公示価格

地価公示法の規定に基づき、都市計画区域等における標準地の毎年1月1日時点の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が判定・公示するもの。

地域包括ケアシステム

高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。

津波災害警戒区域

津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

津波災害特別警戒区域

津波災害警戒区域の中に「一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域」を指定するもので、住民等が建築物の中においても津波を「避ける」ことができる区域として指定する区域。

津波浸水想定区域

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水範囲と浸水深を示す区域。

低未利用地

長期間にわたり利用されていない未利用地や周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い土地。

デマンド交通

予約型の運行形態の乗合輸送サービス。

透水性舗装

雨水を多孔質な表層から路盤、路床に浸透させる舗装。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果がある。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、または公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの及び、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。

特定用途誘導地区

都市再生特別措置法第109条第1項に規定されている都市計画の地域地区のひとつ。立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域内において、特定の誘導施設に限り、容積率、建物用途の制限の緩和を行うことにより、誘導施設の立地を促すことを目的とする。

都市機能

都市において必要な文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業等のサービスを提供する機能。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する計画。

都市計画区域

都市計画法その他関連法令の適用を受けべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画区域のうち、区域区分が定められているものを「線引き都市計画区域」、区域区分が定められていないものを「非線引き都市計画区域」という。

都市計画事業

国土交通大臣または都道府県知事の認可（都市計画事業認可）を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業。

都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、計画に基づき実施される事業等の費用に充当するための交付金が国から交付される。

都市浸水想定区域

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、一定規模の降雨が生じた場合に、都市浸水が想定される区域。円滑かつ迅速な避難の確保や浸水被害の軽減を図るために指定される。

都市のスポンジ化

都市の内部において、空き家、空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

な行

農用地区域

市町村が今後農業上の利用を図るべき区域として、農業振興地域の整備に関する法律の条件等に基づき、農業振興地域整備計画に定めた区域。

は行

氾濫流

河川の堤防が決壊（破堤）または越水（溢水）により、河川内の水が河川外の市街地や農地へ猛烈な勢いで流れ出る現象やその流れのこと。

避難行動要支援者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」に代わり使われるようになった言葉で、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者のうち、特に支援を要する人のこと。

保安施設地区

水源の涵養、土砂の流出の防備及び土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業等を行う必要があると認めるときにおいて、農林水産大臣により指定される地区のこと。

ま行

マイタイムライン

いつ起こるか分からない災害から自分や家族の命を守るための「自らの防災行動計画」のこと。

マネジメントサイクル

施策や事業の成果を十分に点検・見直しを行い、その結果を次の施策や事業に生かし、一層の成果を上げていくための一連の仕組みを意味しており、Plan（企画・立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の PDCA サイクルが代表的。

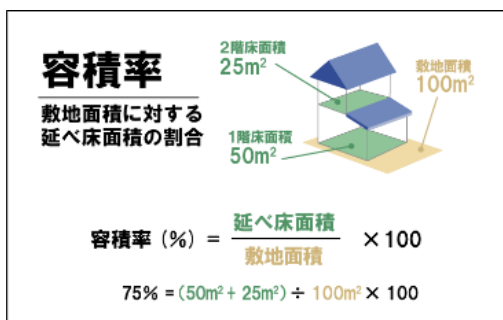
メッシュ

地図上において、位置特定を補助したり、比較・分析するために同一サイズの四角形で区切り格子状にしたもの。

や行

容積率

敷地面積に対する延べ床面積の割合。土地の上にどれだけの広さの建物を建てられるかを示す指標。



用途地域

都市計画の地域地区のひとつで、都市計画区域及び準都市計画区域内において、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う地域。

ら行

ランドバンク事業

空き家や空き地等の未利用ストックについて、隣接地や前面道路と一体として捉え、小規模での区画再編を連鎖させて、接道状況や土地形状の改善を図り、良好な居住環境整備につなげることにより、土地に付加価値を与え、市場性のあるストックを生み出す事業。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生等の対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

流通業務地区

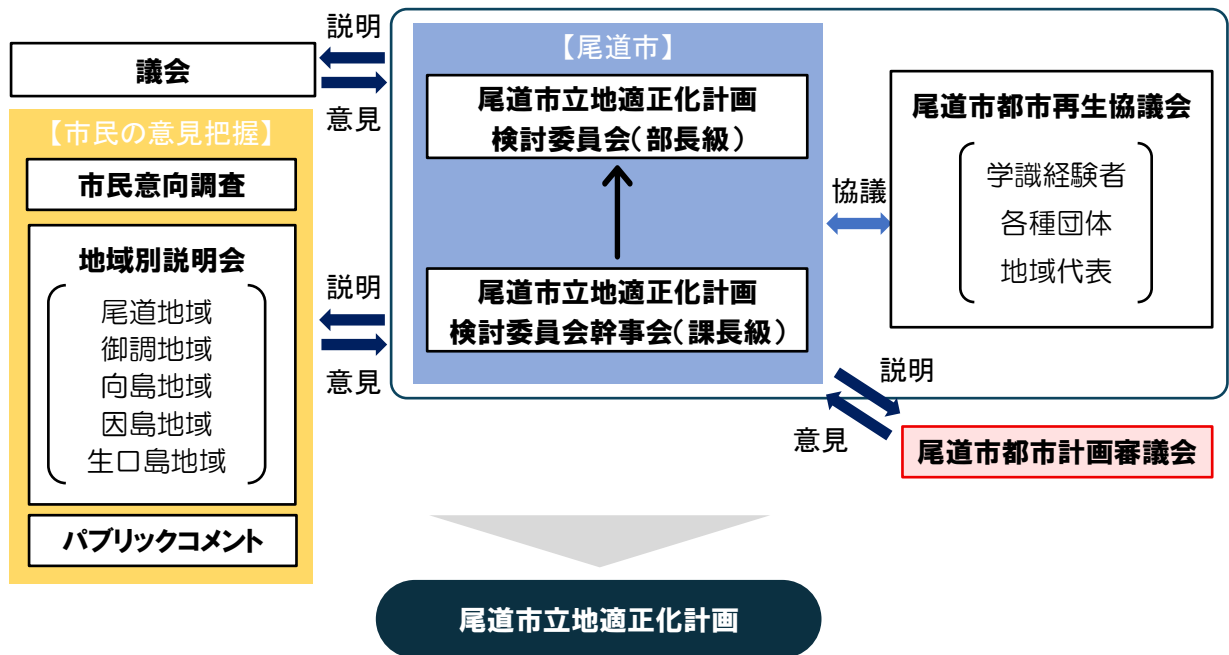
流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備すべき地域について、都市計画に定めるものであり、原則として地区内では、流通業務に関連する施設以外の施設の設置等が規制される。

老朽危険空家

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等のうち、老朽化等により腐朽または破損の状態が著しく、周辺に著しい保安上の危険を及ぼすもの。

尾道市立地適正化計画の策定体制

1. 策定体制



2. 策定経緯

会議名等	会議回数	開催日程
市民意向調査		令和5年10月23日～ 令和5年11月10日
尾道市立地適正化計画検討委員会幹事会	計8回	① 令和5年8月2日 ② 令和5年12月25日 ③ 令和6年1月30日 ④ 令和6年10月29日 ⑤ 令和7年1月31日 ⑥ 令和7年5月20日 ⑦ 令和7年9月12日 ⑧ 令和8年1月20日
尾道市立地適正化計画検討委員会	計7回	① 令和5年8月18日 ② 令和6年2月15日 ③ 令和6年11月13日 ④ 令和7年2月21日 ⑤ 令和7年6月13日 ⑥ 令和7年10月3日 ⑦ 令和8年2月9日
尾道市都市再生協議会	計7回	① 令和5年9月7日 ② 令和6年3月21日 ③ 令和6年11月29日 ④ 令和7年3月28日 ⑤ 令和7年7月3日 ⑥ 令和7年10月27日 ⑦ 令和8年3月6日
尾道市都市計画審議会	計5回	① 令和5年8月9日 ② 令和6年3月26日 ③ 令和7年1月29日 ④ 令和7年8月18日 ⑤ 令和8年3月6日
地域別説明会 (尾道地域、御調地域、向島地域、因島地域、生口島地域)	計11回	① 令和7年1月15日～ 令和7年2月19日 ② 令和7年7月29日～ 令和7年8月5日
パブリックコメント		令和7年11月25日～ 令和7年12月24日

3. 尾道市都市再生協議会設置要綱

尾道市都市再生協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年7月3日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市都市再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）に基づく立地適正化計画の作成、変更及び実施に関し必要な協議を行うため、法第117条第1項の規定に基づき尾道市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体
- (3) 地域住民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(運営)

第3条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を1人置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じて、協議会の会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員は、協議会の会議に出席できないときは、その委員の代理人を出席させることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、建設部まちづくり推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

(最初の任期の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

4. 都市再生協議会委員名簿

	団体・ 機関	部門	所属・役職	協議会 役職	氏名	
1	学識経験者		公立大学法人福山市立大学教授	会長	渡邊 一成	
2			公立大学法人尾道市立大学教授	副会長	井本 伸	
3	各種団体	商工業	尾道商工会議所事務局長		水津 弘貴 (上川 伊智郎)	
4			因島商工会議所専務理事		田中 洋平	
5			尾道しまなみ商工会事務局長		寺内 公基 (平谷 学)	
6		公共交通	公益社団法人広島県バス協会専務理事		赤木 康秀	
7			尾道地区旅客船協会理事		弓場 一輝	
8		金融	株式会社広島銀行尾道支店執行役員尾道支店長		土井 康稔 (山内 栄次)	
9		不動産	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会尾三支部支部長		柏原 隼人	
10		医療	一般社団法人尾道市医師会副会長		山辺 高司	
11			一般社団法人因島医師会会長		藤井 温	
12		福祉	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会事務局長		渡邊 千芳 (田坂 昇)	
13		その他団体	広島経済同友会 尾道支部 副支部長		高垣 孝久	
14		地域住民		社会福祉法人尾道市社会福祉協議会元評議員		小林 富美子
15				御調町振興区長会会長		源田 芳教 (井上 寛)
16			向島町区長会会長		藤原 博道 (京泉 和久男)	
17			因島地区区長連合会会長		松葉 博行 (福原 謙二) (角 好美)	
18			瀬戸田町区長会名荷区区長		片山 博雅	
19			尾道市 PTA 連合会会長		工藤 孝之 (吉浦 史貴)	
20	関係行政機関		広島県土木建築局都市計画課課長		梶村 隆穂 (廣中 伸孝)	
21			広島県地域政策局公共交通政策課課長		水本 全彦 (丸石 圭一) (藤井 剛)	
22			広島県東部建設事務所三原支所支所長		岡田 浩実 (高橋 直樹) (木村 成弘)	

() 内は前任者

5. 尾道市立地適正化計画検討委員会設置要綱

尾道市立地適正化計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立地適正化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画の作成、変更及び実施に関して必要な協議を行うため、尾道市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、別表1に定める委員をもって組織する。

2 委員長は副市長とし、副委員長は建設部長とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

2 会議は、必要に応じて、関係のある委員だけで開くことができる。

3 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 委員は、会議に出席できないときは、その委員の代理者を出席させることができる。

(幹事会の組織)

第5条 委員会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、建設部長とする。

4 幹事は、別表2に定める職にある者をもって充てる。

(幹事長の職務)

第6条 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(幹事会)

第7条 幹事会の会議（以下この条において「会議」という。）は、幹事長が招集し、議長を務める。

2 会議は、必要に応じて、関係のある幹事だけで開くことができる。

3 幹事長は、必要に応じて、会議に幹事以外の関係者の出席を求めることができる。

4 幹事が会議に出席できないときは、その幹事の代理者が出席することができる。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は、建設部まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

尾道市副市長
参事 (定住交流担当)
参事 (子ども政策担当)
尾道市企画財政部長
〃 総務部長
〃 市民生活部長
〃 福祉保健部長
〃 産業部長
〃 建設部長
〃 因島総合支所長
〃 御調支所長
〃 向島支所長
〃 瀬戸田支所長
〃 消防局長
〃 教育委員会教育総務部長
〃 学校教育部長
〃 上下水道局長
〃 病院事業局病院管理部長
〃 尾道市立市民病院事務部長
〃 公立みつぎ総合病院事務部長
その他委員長が必要と認める者

別表 2 (第 5 条関係)

尾道市企画財政部政策企画課長
〃 文化振興課長
〃 財政課長
〃 資産税課長
〃 総務部総務課長
〃 市民生活部環境政策課長
〃 清掃事務所長
〃 衛生施設センター所長
〃 南部清掃事務所長
〃 福祉保健部健康推進課長
〃 社会福祉課長
〃 高齢者福祉課長
〃 子育て支援課長
〃 因島福祉課長
〃 産業部農林水産課長
〃 商工課長
〃 観光課長
〃 港湾振興課長
〃 建設部土木課長
〃 維持修繕課長
〃 まちづくり推進課長
〃 建築課長
〃 因島総合支所しまおこし課長
〃 施設管理課長
〃 御調支所まちおこし課長
〃 御調保健福祉センター所長

〃	向島支所しまおこし課長
〃	瀬戸田支所住民福祉課長（瀬戸田保健福祉センター所長）
〃	しまおこし課長
〃	消防局総務課長
〃	農業委員会事務局長
〃	教育委員会教育総務部庶務課長
〃	教育総務部生涯学習課長
〃	教育総務部因島瀬戸田地域教育課長
〃	学校教育部学校経営企画課長
〃	上下水道局経営総務課長
〃	水道工務課長
〃	下水道課長
〃	病院事業局病院管理部病院管理課長
〃	尾道市立市民病院事務部経営企画課長
〃	公立みつぎ総合病院事務部経営企画課長
その他幹事長が必要と認める者	

6. 尾道市立地適正化計画検討委員会委員名簿

委員会 役職	所属・役職名	氏名
委員長	副市長	澤田 昌文
副委員長	建設部長	山口 憲二
委員	参事(定住交流担当)	山根 広史
	参事(子ども政策担当)	三好 雅子
	企画財政部長	中山 泰則
	総務部長	前川 洋平
	市民生活部長	高橋 紀行
	福祉保健部長	水田 章治
	産業部長	内海 直子
	因島総合支所長	清玄 智文
	御調支所長	梅林 美穂
	向島支所長	井上 尊恵
	瀬戸田支所長	新苗 晴司
	消防局長	山戸 邦弘
	教育委員会教育総務部長	中濱 昌二
	教育委員会学校教育部長	小柳 哲雄
	上下水道局長	高垣 利朗
病院管理部長	新宅 康生	
尾道市立市民病院事務部長	西原 真澄	
病院事業局公立みつぎ総合病院事務部長	近藤 茂之	

※令和8年2月9日時点

尾道市立地適正化計画

発行日：令和8年4月

発行：尾道市
編集：尾道市建設部まちづくり推進課
〒722-8501
広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号
TEL：(0848)38-9223
E-mail：toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

